

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業に係る
事業者選定過程及び審査講評

令和 7 年 5 月

愛媛県

－ 目 次 －

第 1 落札者の決定手続	3
1 落札者の決定方法	3
2 審査の方法	3
3 審査等の流れ	3
第 2 事業者選定の経過	4
1 参加要件確認	5
2 応募者との質問回答等の実施	5
(1)入札説明書等に関する質問回答	5
(2)個別現場説明会	5
3 入札提出書類の審査	5
(1)入札金額の確認及び入札提出書類の形式審査	6
(2)提案内容に対する基礎審査	6
(3)提案内容に対する加点審査	6
(4)総合評価点及び落札候補者の選定	9
4 落札者の決定	10
第 3 審査講評	10
1 内容評価点に係る審査講評	10

愛媛県（以下「県」という。）は、令和7年5月13日に本事業に係る落札者を決定した。

事業者選定過程及び学識経験者等の外部委員と県職員により構成される「東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会」（以下「検討委員会」という。）の審査講評を以下のとおり公表する。

第1 落札者の決定手続

1 落札者の決定方法

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、地盤改良整備の設計・工事に関する専門的な知識やノウハウが求められる。

このため、落札者の決定において、価格のほか、本事業の業務範囲に関する提案内容の妥当性・確実性等、多面的な判断が必要であることから、金額及び提案内容を総合的に評価する方式（総合評価落札方式）を採用した。

なお、本事業の入札に参加する要件を有する者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人のグループ（以下「応募者」という。）とした。

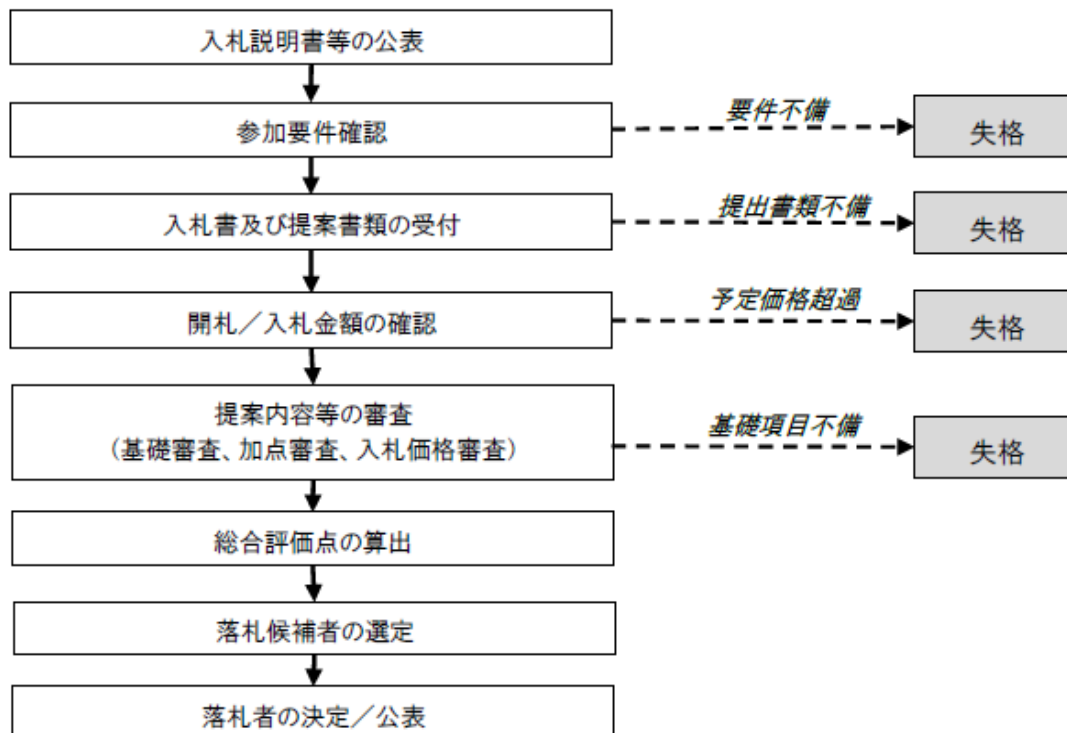
2 審査の方法

審査は、参加要件確認及び提案内容等の審査（基礎審査、加点審査、入札価格審査）により実施した。

具体的手続としては、参加要件を確認後、入札価格審査（開札を実施し、入札金額が予定価格の範囲内であるかを確認）を通過した事業者を対象として、総合評価点（価格点と内容評価点の総和）を算出し、最も高い点数が付与された応募者を、検討委員会において落札候補者として選定し、検討委員会からの報告を踏まえ、県が落札者を決定した。

3 審査等の流れ

本事業における審査等の流れは以下のとおりである。



第2 事業者選定の経過

事業者選定に係るスケジュールは下記のとおり。

年月日	手続内容
令和7年2月6日	第1回東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会 (入札公告資料等に関する協議)
令和7年2月21日	入札公告、入札説明書等交付開始
令和7年3月7日	入札説明書等に関する質問等【第1回】の受付期限 質問受付件数 入札説明書に関する質問 (35) 要求水準書に関する質問 (41) 落札者決定基準に関する質問 (10) 様式集に関する質問 (3) 事業契約書案に関する質問 (8) 参考資料に関する質問 (6) 計103件
令和7年3月14日	入札説明書等に関する質問等【第1回】への回答公表
令和7年3月18日～21日	参加要件確認書類受付
令和7年3月28日	参加要件確認結果通知
令和7年4月3日	個別現場説明会の実施
令和7年4月4日	入札説明書等に関する質問等【第2回】の受付期限 質問受付件数 入札説明書に関する質問 (2) 要求水準書に関する質問 (13) 落札者決定基準に関する質問 (1) 様式集に関する質問 (5) 事業契約書案に関する質問 (2) 参考資料に関する質問 (2) 計25件
令和7年4月10日	入札説明書等に関する質問等【第2回】への回答公表
令和7年4月15日～18日	入札提案書類受付
令和7年4月18日	開札
令和7年4月24日	第2回東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会 (ヒアリング等審査の実施、内容評価点、価格点、 総合評価点の決定、落札候補者の選定)
令和7年5月13日	落札者の決定及び公表

1 参加要件確認

令和7年3月18日から3月21日までに表1のとおり3グループから応募があり、応募者から提出された参加表明書及び参加要件確認書類により、入札公告に示す応募者等の備えるべき参加要件を満たしているかについて確認した。

その結果、各応募者ともに、入札公告に示す応募者の備えるべき参加要件を満足していることが確認されたため、令和7年3月28日付で各応募者の代表企業に対し、参加要件確認結果を通知した。

【表1】

グループ名	鹿島グループ	五洋グループ	大成グループ
代表企業	鹿島建設(株)	五洋建設(株)	大成建設(株)
設計企業	(株)シアテック	復建調査設計(株)	(株)長大
建設企業	井原工業(株)	安藤工業(株)	白石建設工業(株)
建設企業	西条建設(株)	—	—

(左から五十音順)

2 応募者との質問回答等の実施

各応募者に対して、以下の手順で質問回答等を実施した。

(1) 入札説明書等に関する質問回答

期間 第1回：(受付期間) 令和7年3月7日(金)まで

(回答公表) 令和7年3月14日(金)

第2回：(受付期間) 令和7年4月4日(金)まで

(回答公表) 令和7年4月10日(木)

※質問回答については県のホームページで公表した。

(2) 個別現場説明会

日程 令和7年4月3日(木)

時間 応募者ごとに各1時間30分

内容 参加要件の確認を受けた応募者に、東予港西条地区廃棄物処理・活用用地(以下「当事業地」という。)の現状及び特徴等をより深く理解してもらうため、希望する応募者ごとに、個別に現場説明会を開催し、①現場の見学、②県担当者との意見交換等を実施した。

3 入札提出書類の審査

令和7年4月18日までに、参加要件の確認を受けた3グループから入札書及び提案書類

(以下「入札提案書類」という。)が提出された。

県は、入札説明書「別添資料2 落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)」等に基づき、入札提案書類の審査を実施した。

(1) 入札金額の確認及び入札提出書類の形式審査

令和7年4月18日までに3グループから提出された入札提案書類に関し、提出書類の不備がないこと及び入札書に記載された入札金額が予定価格を超えていないことを確認した。

(2) 提案内容に対する基礎審査

応募者には、提案書類の一部として、要求水準を満たす業務を提供する旨の誓約書の提出を求めたほか、検討委員会事務局において、「要求水準を満たさない提案となっていないかという視点」で基礎審査を実施した。審査の結果、「要求水準に示す条件を満たさない」と判断される者はなかった。

(3) 提案内容に対する加点審査

加点審査においては、提案内容について、各評価項目に対し点数化し「内容評価点」を算出し、これに「価格点」を加えて「総合評価点＝(内容評価点＋価格点)」を算出し、「総合評価点」が最も高い提案を行った応募者を落札候補者として選定した。

各項目別の評価基準、提案内容と入札価格との配点については、県が本事業に期待する事項の必要性又は重要性を勘案して、「内容評価点」は500点満点、「価格点」については500点満点の合計1,000点満点として設定し、入札公告において落札者決定基準として公表した。

令和7年4月18日の開札後、落札者決定基準に示す入札金額の点数化方法に従い、3グループの入札金額を点数化し、価格点を算出した。なお、各グループに付与された価格点は表2のとおりである。

令和7年4月24日に開催された検討委員会では、3グループの提案書類について加点審査を行った。審査にあたり、提案の趣旨・提案内容の詳細の確認等を目的として、同日、応募者に対して個別にヒアリング等審査を行った。なお、公平かつ公正な審査を行うことを目的とし、応募者のヒアリング等審査については、企業名を非公表とした。

この内容を踏まえ、応募者から提出された提案書類の各様式に記載された内容について、表3に示す評価項目及び評価の視点(全9項目)ごとに意見交換・協議を行い、評価を集約し、合議制により各グループの評価(上位からA、B、C、Dの4段階評価)を決定した後、当該評価をもとに定められた得点化方法により得点を付与し、その合計を各グループの「内容評価点」として算出(表4)した。

なお、4段階評価は、落札者決定基準で示した次の方法に従い、得点化した。

＜A評価：配点×1.00、B評価：配点×0.60、C評価：配点×0.30、D評価：配点×0.00＞

本検討委員会においては、提案内容の相対比較を基本とし、以下の手順で各グループの評価を決定した。

- ① 「最も優れた提案（１位）」を決め、Ａ評価とする。（Ａ評価は１グループのみ）
- ② １位と比較して、どの程度提案内容のレベル差があるかを鑑み、２位以降の評価（Ｂ評価以下）を決定する。

【表２】

グループ名	五洋グループ	鹿島グループ	大成グループ
価 格 点	500.00	214.04	203.15

【表３】

地盤改良整備の 要求水準 (基本方針)	評価項目	評価の視点	配点
期限内の竣工が可能な地盤改良整備	令和８年度末までの竣工が技術的に可能な施工計画であること。	施工実績や知見等を基に、期限までの竣工が可能な施工計画となっているか。	１００点
	工事目的物の性能等が確保された提案であること。	設計条件や工事の技術的課題を踏まえて、提案内容に品質確保の工夫が見られるか。	１００点
	近隣施設への影響を考慮した施工計画であること。	既設護岸や隣接する民間用地等の機能を維持するための配慮がなされているか。	５０点
	軟弱地盤処理工事の実績が豊富であること。	軟弱地盤処理工事の実績・規模及び担当者（監理技術者等）の資格、経験、業務実績等を基に、施工の確実性が担保されているかを確認	５０点
環境や安全に配慮した地盤改良整備	建設副産物の発生抑制、発生材の再利用及びリサイクル品の活用を図るなど、省資源に配慮した提案であること。	環境負荷の低減に資する具体的な提案がなされているか。	４０点
	近隣区域の環境に配慮した施工計画であること。	土砂運搬や工事排水等による近隣区域の汚染防止等に対する配慮がなされているか。	４０点

	安全に配慮した施工計画であること。	安全対策に関する具体的な提案がなされているか。	40点
その他	周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等の理解を得るよう努めること。	地元理解に向けた事業者側の姿勢及び体制が示されているか。	40点
	地域経済の振興に配慮するとともに、県内建設業の担い手育成に配慮すること。	県内企業や県産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮がなされているか。県内企業の技術者育成、学生や児童が公共工事への関心を高めること等についての具体的な提案がなされているか。	40点

【表4】 [内容評価点の得点化方法]

A：配点×1.00、B：配点×0.60、C：配点×0.30、D：配点×0.00

(※検討委員会当日はグループ名を非公表として審査)

	評価項目	評価の視点	配点	五洋グループ	鹿島グループ	大成グループ
1	令和8年度末までの竣工が技術的に可能な施工計画であること。	施工実績や知見等を基に、期限までの竣工が可能な施工計画となっているか。	100点	B (60.00)	A (100.00)	B (60.00)
2	工事目的物の性能等が確保された提案であること。	設計条件や工事の技術的課題を踏まえて、提案内容に品質確保の工夫が見られるか。	100点	B (60.00)	A (100.00)	B (60.00)
3	近隣施設への影響を考慮した施工計画であること。	既設護岸や隣接する民間用地等の機能を維持するための配慮がなされているか。	50点	B (30.00)	A (50.00)	B (30.00)
4	軟弱地盤処理工事の実績が豊富であること。	軟弱地盤処理工事の実績・規模及び担当者(監理技術者等)の資格、経験、業務実績等を基に、施工の確実性が担保されているかを確認	50点	A (50.00)	B (30.00)	B (30.00)

5	建設副産物の発生抑制、発生材の再利用及びリサイクル品の活用を図るなど、省資源に配慮した提案であること。	環境負荷の低減に資する具体的な提案がなされているか。	40点	B (24.00)	A (40.00)	B (24.00)
6	近隣区域の環境に配慮した施工計画であること。	土砂運搬や工事排水等による近隣区域の汚染防止等に対する配慮がなされているか。	40点	B (24.00)	A (40.00)	B (24.00)
7	安全に配慮した施工計画であること。	安全対策に関する具体的な提案がなされているか。	40点	B (24.00)	A (40.00)	B (24.00)
8	周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等の理解を得るよう努めること。	地元理解に向けた事業者側の姿勢及び体制が示されているか。	40点	B (24.00)	A (40.00)	B (24.00)
9	地域経済の振興に配慮するとともに、県内建設業の担い手育成に配慮すること。	県内企業や県産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮がなされているか。県内企業の技術者育成、学生や児童が公共工事への関心を高めること等についての具体的な提案がなされているか。	40点	B (24.00)	A (40.00)	B (24.00)
内容評価点 合計				320.00	480.00	300.00

(4) 総合評価点及び落札候補者の選定

検討委員会では、内容評価点と価格点を合計して、各グループの総合評価点を算出した。

各グループに付与された総合評価点の結果は表5のとおりである。

最も高い総合評価点、820.00点を獲得した五洋グループを落札候補者として選定した。

【表5 総合評価点（内容評価点＋価格点）】

グループ名	五洋グループ	鹿島グループ	大成グループ
価 格 点	500.00	214.04	203.15
内容評価点	320.00	480.00	300.00
総合評価点	820.00	694.04	503.15

4 落札者の決定

県は検討委員会の審議結果を踏まえ、令和7年5月13日付で、五洋グループを落札者として決定・公表した。

第3 審査講評

検討委員会は、落札者決定基準に基づき、審査を行ったので、以下に講評する。

1 内容評価点に係る審査講評

【1 令和8年度末までの竣工が技術的に可能な施工計画であること。】

本事業は、企業ニーズに即応できる産業用地の早期確保を目的としていることから、期間内での確実な地盤改良整備が求められる。そのため、施工機械の数量及び手配の確実性、盛土材の使用量や工期遅延リスクへの配慮等について各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも盛土材搬入の効率化や軟弱地盤改良の遅延リスクについて要件を整理し、余裕期間を見込んだ工事工程計画を提案した応募者について高評価とした。

【2 工事目的物の性能等が確保された提案であること。】

地盤改良における品質確保についても、工事工程計画同様、重要な事項である。品質確保のためには改良範囲の地層分布を正確に把握し、適切な工法を選択して施工する必要があるため、地質調査や事業期間中における品質管理作業の実施頻度等について各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも地質調査計画の内容や試験施工の実施有無、周辺井戸の枯渇に繋がる可能性がある被圧帯水層への対応に関して詳細な提案を行った応募者について高評価とした。

【3 近隣施設への影響を考慮した施工計画であること。】

地盤改良整備に伴い、周辺の既設護岸や企業施設への影響についても配慮する必要があるため、既設護岸の円弧すべりや周辺企業施設への側方変位等の影響を考慮した施工計画であることについて各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも近接施設・施工法に適した計測方法を選定し、事業期間中の影響をリアルタイムに把握する監視体制を提案した応募者について高評価とした。

【4 軟弱地盤処理工事の実績が豊富であること。】

限られた期間の中で大規模用地を整備するためには、業務・施工実績に加え、豊富なノウハウが求められる。そのため、軟弱地盤設計業務、軟弱地盤処理工事における実績について、各応募者の実績額や事業規模、担当者の経験の豊富さ等を確認し、評価を行った。その中でも豊富な施工実績があり、当事業地及び近隣地域でも業務・施工実績を有する応募者について

て高評価とした。

【5 建設副産物の発生抑制、発生材の再利用及びリサイクル品の活用を図るなど、省資源に配慮した提案であること。】

地盤改良には通常、大量の盛土材が必要となり、盛土材の搬出入には相当数の車両を要することとなるため、環境負荷低減に対する施工上の工夫が求められる。そのため、省エネルギー対応の施工機械の導入、建設発生土の有効活用等について各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも採用工法による盛土材の削減、盛土材の搬出入に対して海上輸送に採用することによる CO2 排出量の削減等、具体的な提案した応募者について高評価とした。

【6 近隣区域の環境に配慮した施工計画であること。】

盛土材の搬出入等に伴う車両の粉塵、吸水した地下水の海域への排水等、地盤改良においては近隣区域への環境に配慮することが求められる。そのため、排水処理の計画、粉塵等への対策、豪雨時における周辺企業施設への土砂流入対策について各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも防塵ネットの設置や粉塵飛散防止剤の使用、汚濁防止膜の設置による排水対策等を提案した応募者について高評価とした。

【7 安全に配慮した施工計画であること。】

事業期間中は重機や工事用車両が往来するため、現場関係者との接触災害等に注意する必要がある。そのため、災害防止対策や作業従事時間の調整等、各種安全対策に関して各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも施工機械の転倒防止対策、使用重機への接近検知センサーの設置、腕時計型バイタルセンサーを用いた作業員の健康管理等、具体的な提案をした応募者について高評価とした。

【8 周辺企業、地元漁業協同組合及び西条市等の理解を得るよう努めること。】

本事業は大規模な地盤改良となるため、周辺企業や地元漁業協同組合及び西条市等の関係者との信頼性の構築が求められる。そのため、周辺企業、地元漁協等への説明方法や連絡体制、関係者に配慮した施工計画等について各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも地元漁業組合との連絡窓口の設置、周辺企業の通勤時間帯を避けた車両運行計画の策定、盛土材の海上運搬時には、のり養殖網を避けた海運経路を採用する等の提案をした応募者について高評価とした。

【9 地域経済の振興に配慮するとともに、県内建設業の担い手育成に配慮すること。】

本事業は大規模な地盤改良となるため、関係者のみならず地域住民や地域経済への影響についても考慮することが求められる。そのため、県内産品の優先使用、当事業地である西

条市ならではの取組内容、担い手育成に対する取組内容について、各応募者からの提案を確認し、評価を行った。その中でも協力会社として愛媛県内の企業を優先的に起用することや西条まつり期間中の工事休止、地元学生向けの工事見学会の開催等、具体的な提案をした応募者について高評価とした。

【総評】

半導体など世界的に市場規模が急拡大している先端産業分野をはじめとした各種企業に対して、本県でも積極的な誘致活動を進めるにあたっては、各種奨励金の整備や人材確保の取り組みは勿論のこと、企業側のニーズに即応できる大規模産業用地の早期確保が重要となっております。

しかしながら、産業用地の早期確保においては土地の選定、各種行政手続、地盤改良整備等、一定の期間を要する事項が多いことが課題として挙げられます。そこで、当事業地である令和14年度竣工予定の東予港西条地区廃棄物処理・活用用地に着目し、速やかに産業用地として整備するため、本事業を実施することといたしました。

応募者の皆様には、限られた時間の中で高水準なご提案を頂き、敬意を表するとともに、心からお礼申し上げます。

審査の結果、落札者となりました五洋グループには、県や関係機関等と十分にコミュニケーションを図りながら、本事業に真摯に取り組まれることを期待します。

令和7年5月13日

東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会

■ 東予港西条地区産業用地地盤改良整備検討委員会

【学識経験者等外部委員】

氏 名	所 属 等
木下 尚樹	愛媛大学大学院理工学研究科教授
松田 敏	西条市建設部長

【県側委員】

氏 名	所 属 等
◎廣井 久典	愛媛県経済労働部産業雇用局長
近藤 孝利	愛媛県東予地方局建設部長
大澤 彰宏	愛媛県総務部総務管理局行政経営課長
加藤 健一	愛媛県経済労働部産業雇用局企業立地課長
小野 昌浩	愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課長

◎委員長